

粟崎地区地元説明会

令和6年7月13日

金沢市危機管理課

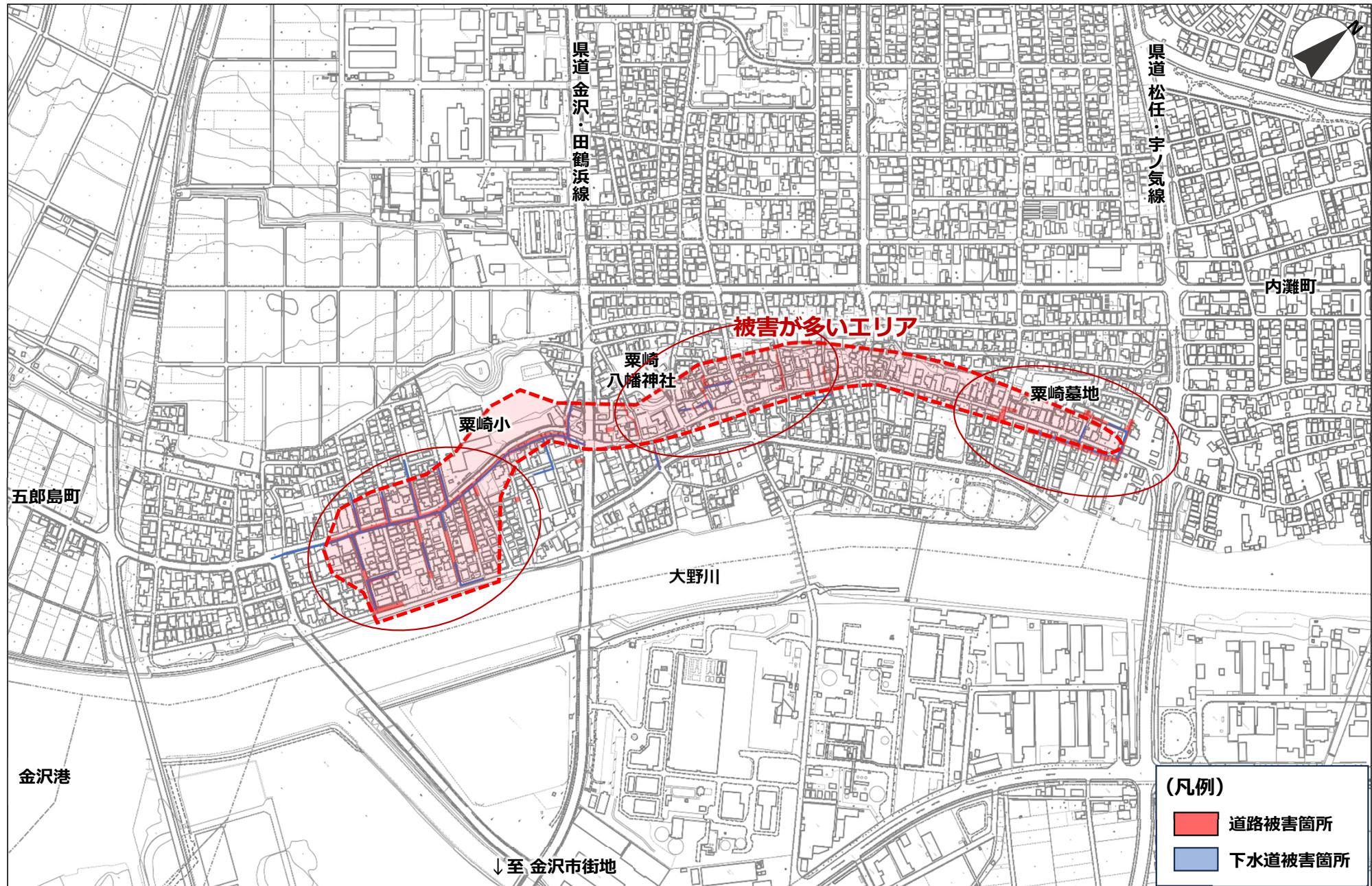
被災地区復旧推進室

本日の内容

- 被害状況・被災メカニズムの推定について
- 現在の取り組み状況と今後の予定について
- 宅地復旧び関する復旧支援制度について
- 調査票について
- これまでに届いた地元要望について

[質疑応答]

▶ 被害状況

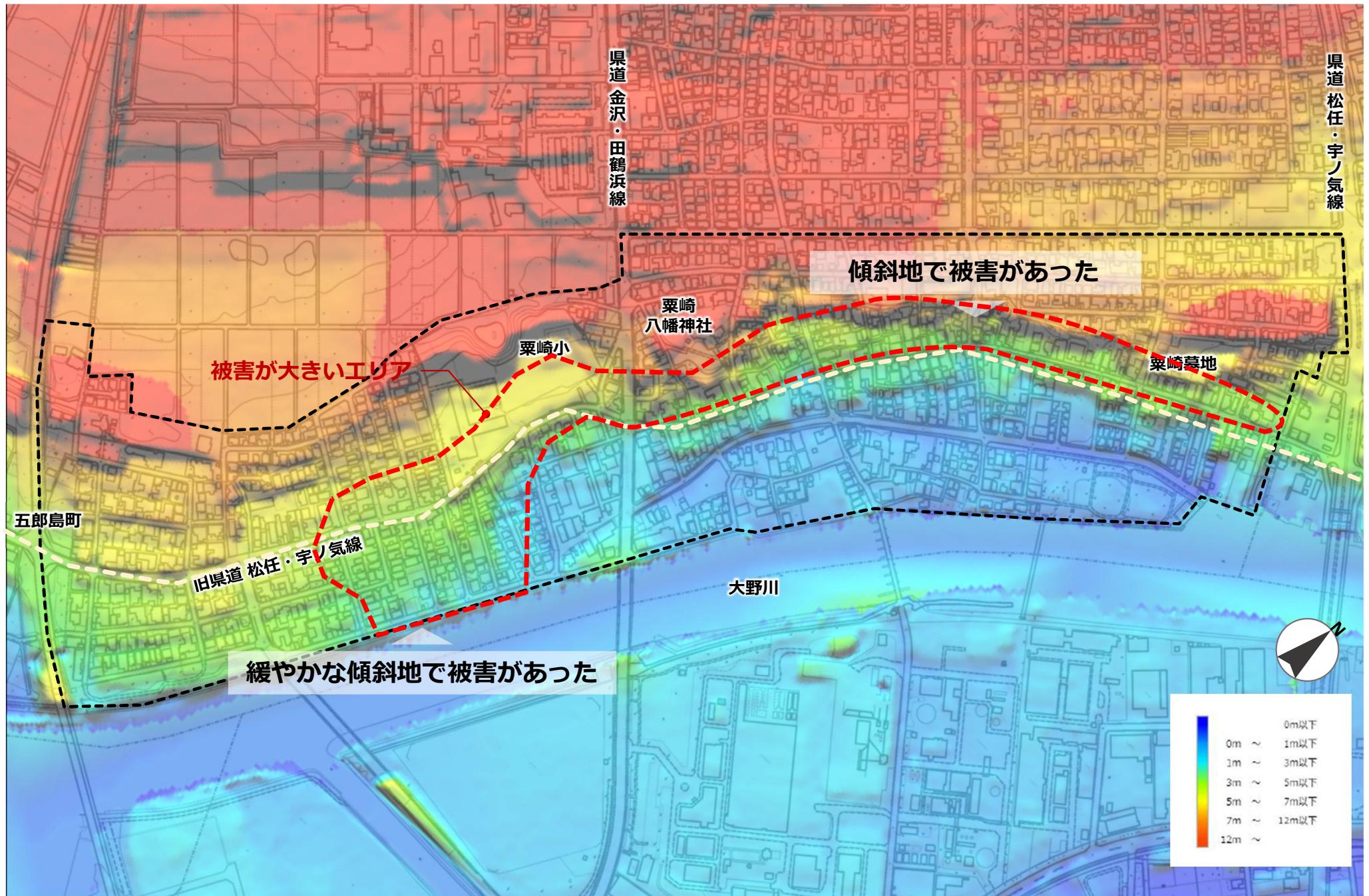


地形分類の整理

令和5年航空写真へ地形分類を重ね合わせ



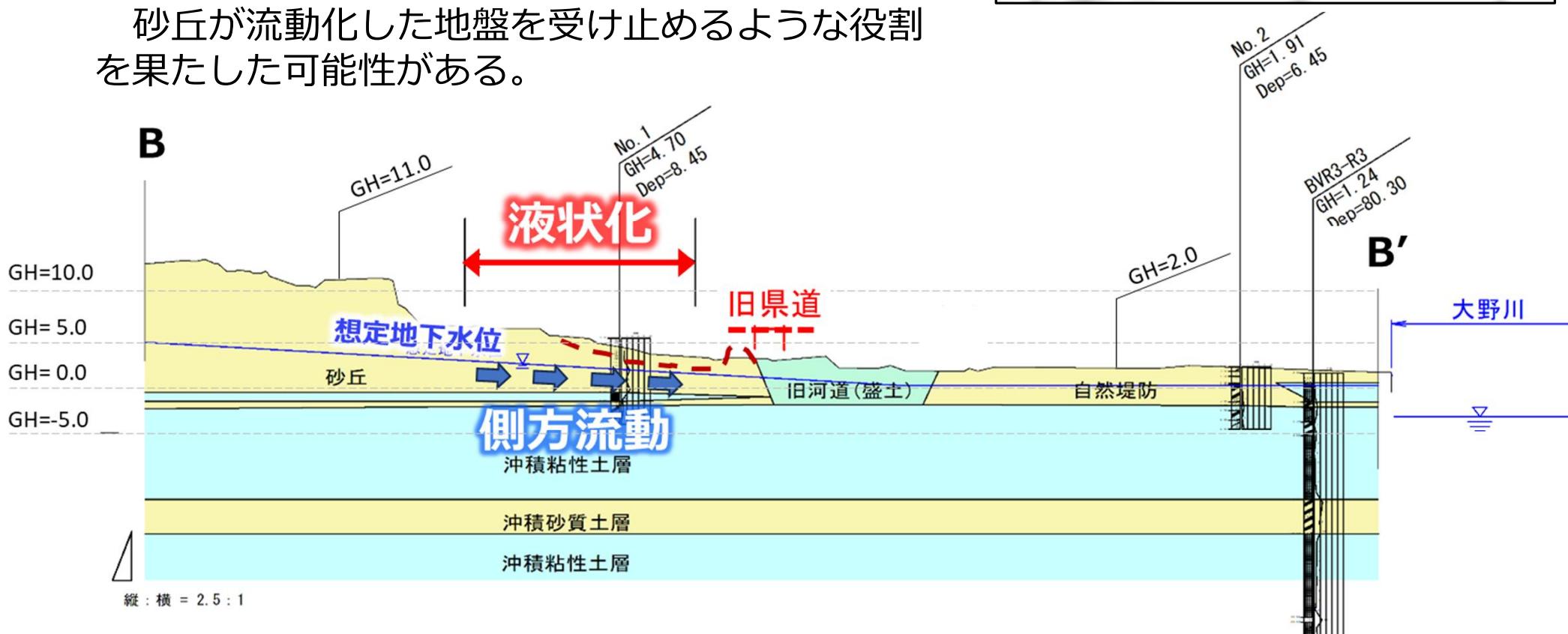
地形分類の整理 標高図



▶ 液状化メカニズムの推定（栗崎八幡神社付近）

【被災メカニズム】

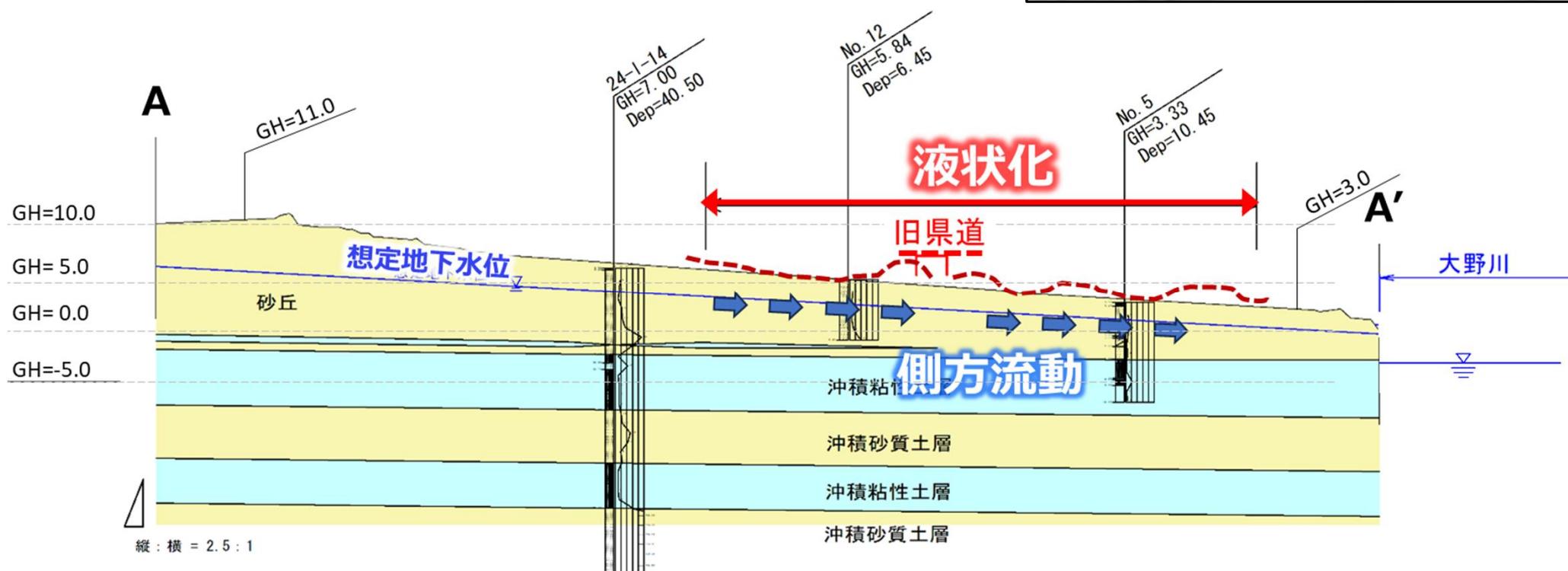
- 1) 砂丘上部に行くほど地盤が高く、地下水位が深いため液状化被害が少ない
- 2) 道路よりも砂丘側の地下水位が浅いため、液状化被害が大きかったと考える。
- 3) 旧河道部は液状化しにくい粘性土の可能性があり、液状化被害が少ない。
砂丘が流動化した地盤を受け止めるような役割を果たした可能性がある。



▶ 液状化メカニズムの推定（栗崎小学校付近）

【被災メカニズム】

- 1) 砂丘上部は地盤が高く、地下水位が深いことが想定され、液状化被害がほとんどなかった。
- 2) 道路から砂丘上部へ約50mの位置から大野川沿いまでの約200m程度の広い範囲で地下水位が全体的に浅く、緩い砂丘砂が分布していることから液状化被害が大きかったと考える。



被災メカニズムを確認・検証するために詳細な測量・地盤調査が必要

▶ 現在の取り組み状況

- 測量

現在、道路縦断・横断測量中

(被害の大きかった路線を中心に測量を実施)

⇒測量結果を基に道路復旧高さを検討

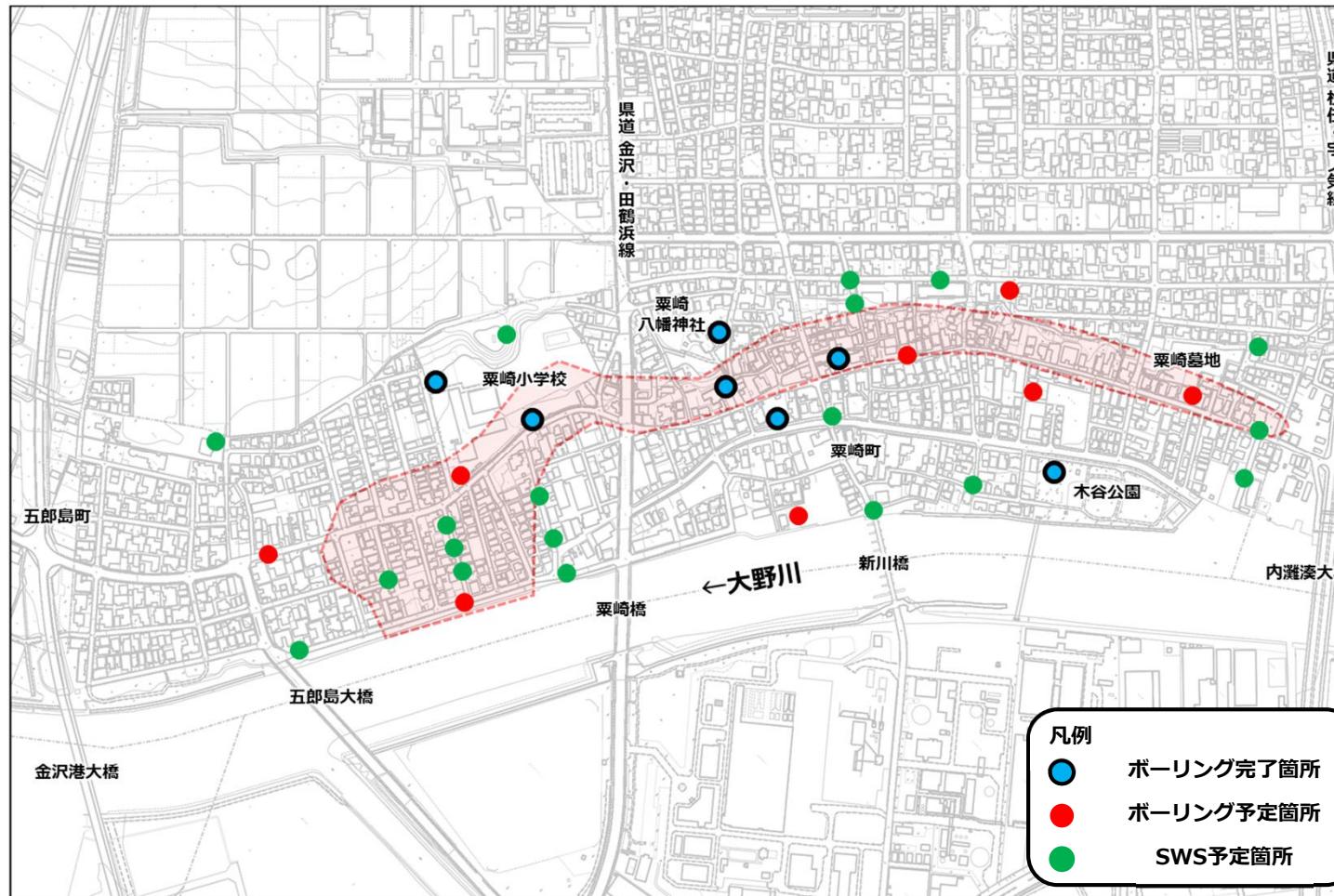


▶ 現在の取り組み状況

・ 地盤調査

現在、ボーリング調査（15箇所）およびSWS（19箇所）の実施中
地下水位および土質の確認

⇒地盤調査の結果を基に液状化対策を検討



ボーリング施工イメージ



SWS施工イメージ

▶ 想定される液状化対策工法

| | 地下水位低下工法 | 格子状地中壁工法 | 中層混合処理工法(道路部) | |
|--------|---|---|--|--|
| 施工イメージ |  <p>現在の地下水位 地下水排水溝 対策後の地下水位 地表面から3.0m程度 地下水排水溝</p> |  <p>G. 液状化層 古河層</p> |  <p>側方流動 改良体 液状化層 (砂質土層) 粘性土層</p> |  <p>中層混合処理機</p> |
| 概要 | 地下水位の高さを低下させ、液状化の被害を抑制する工法。 | | 道路の下をセメントで固化し、液状化発生を抑止するとともに、宅地の側方流動を低減する工法。 | |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・道路などの公共施設区域内で実施可能 ・工事が比較的容易かつ低額 | | <ul style="list-style-type: none"> ・早期に対策効果が期待できる ・施工後の維持管理が不要 | |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下や既存井戸に対する影響の検証が必要 ・効果発現までに時間がかかる ・排水ポンプが必要となる場合もある | | <ul style="list-style-type: none"> ・宅地内にセメント壁が設置されるため宅地利用が制限 ・傾斜地での効果確認が必要 ・既存井戸への影響がある | |

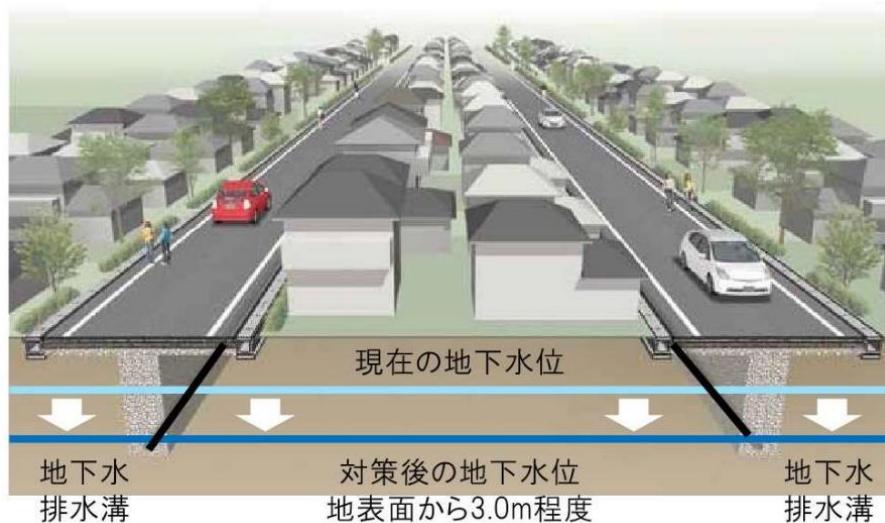
▶ 宅地液状化防止事業（国の補助事業）

液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るために、
エリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。

エリア内の液状化対策

○面的な液状化防止対策への支援【宅地液状化防止事業】

地方公共団体が行う、道路等の公共施設と宅地の**一体的な液状化対策**に対して、
国が費用の**1／2を支援**
(※通常は1／4)



地下水位低下工法



格子状地中壁工法

▶ 被災宅地等復旧支援事業

石川県の被災宅地等復旧支援事業の創設にあわせ、被災者が行う宅地の擁壁の復旧や地盤改良、住宅基礎の沈下・傾斜の修復などの宅地復旧を支援する。

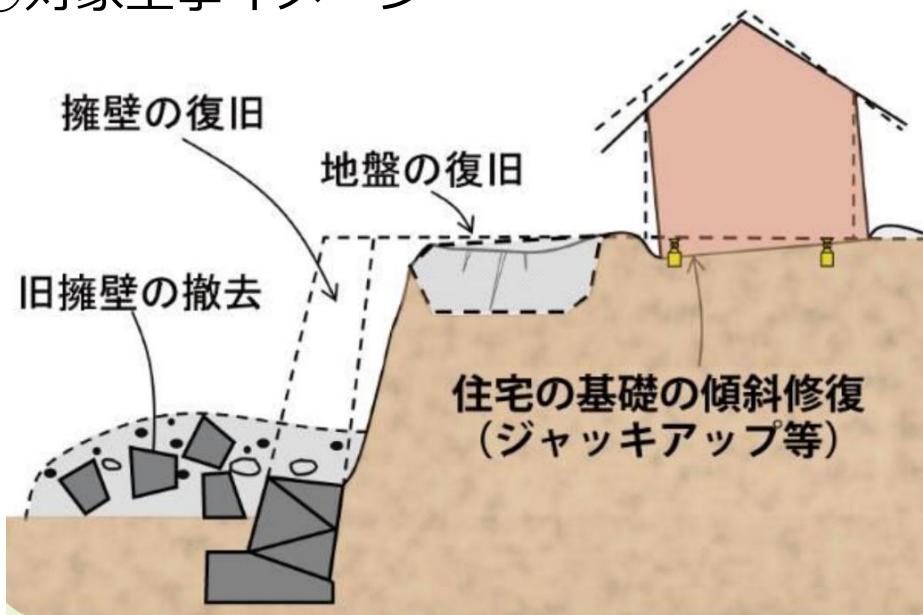
被災者が行う宅地復旧を支援

- 補助対象：①宅地の自然斜面、擁壁の復旧
②宅地の地盤改良（液状化対策）
③住宅基礎の沈下又は傾斜修復

※り災認定に関係なく支援対象

- 補助額：50万を控除した額の2/3(限度額766.6万円)

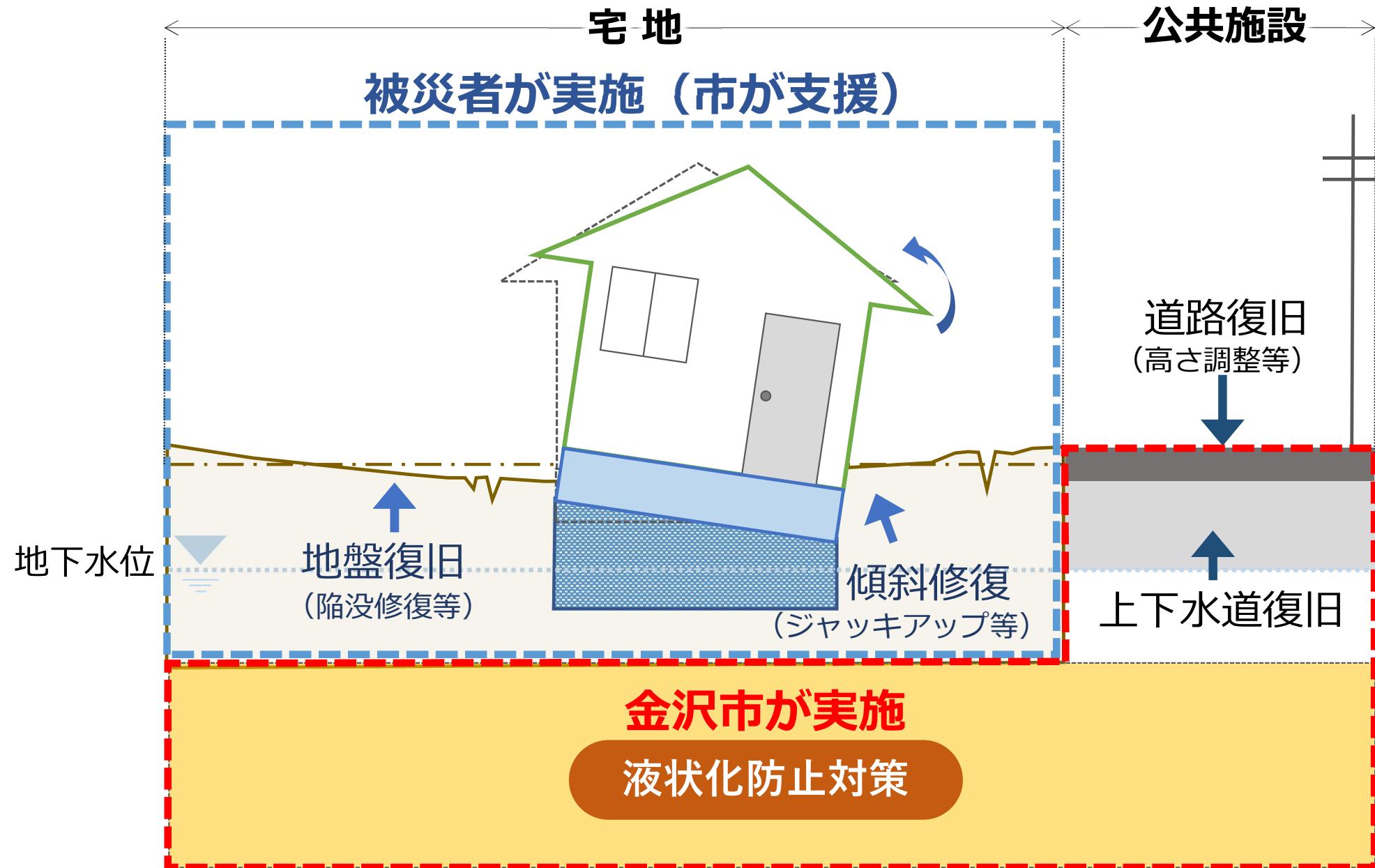
○対象工事イメージ



○支援額と個人負担額

| 工事費 | 個人負担 | 補助金額 |
|--------|---------|---------|
| 50万円 | 50万円 | 0円 |
| 100万円 | 66.7万円 | 33.3万円 |
| 200万円 | 100万円 | 100万円 |
| 500万円 | 200万円 | 300万円 |
| 800万円 | 300万円 | 500万円 |
| 1000万円 | 366.7万円 | 633.3万円 |
| 1200万円 | 433.4万円 | 766.6万円 |

▶ 被災地区の復旧イメージ



今後のスケジュール

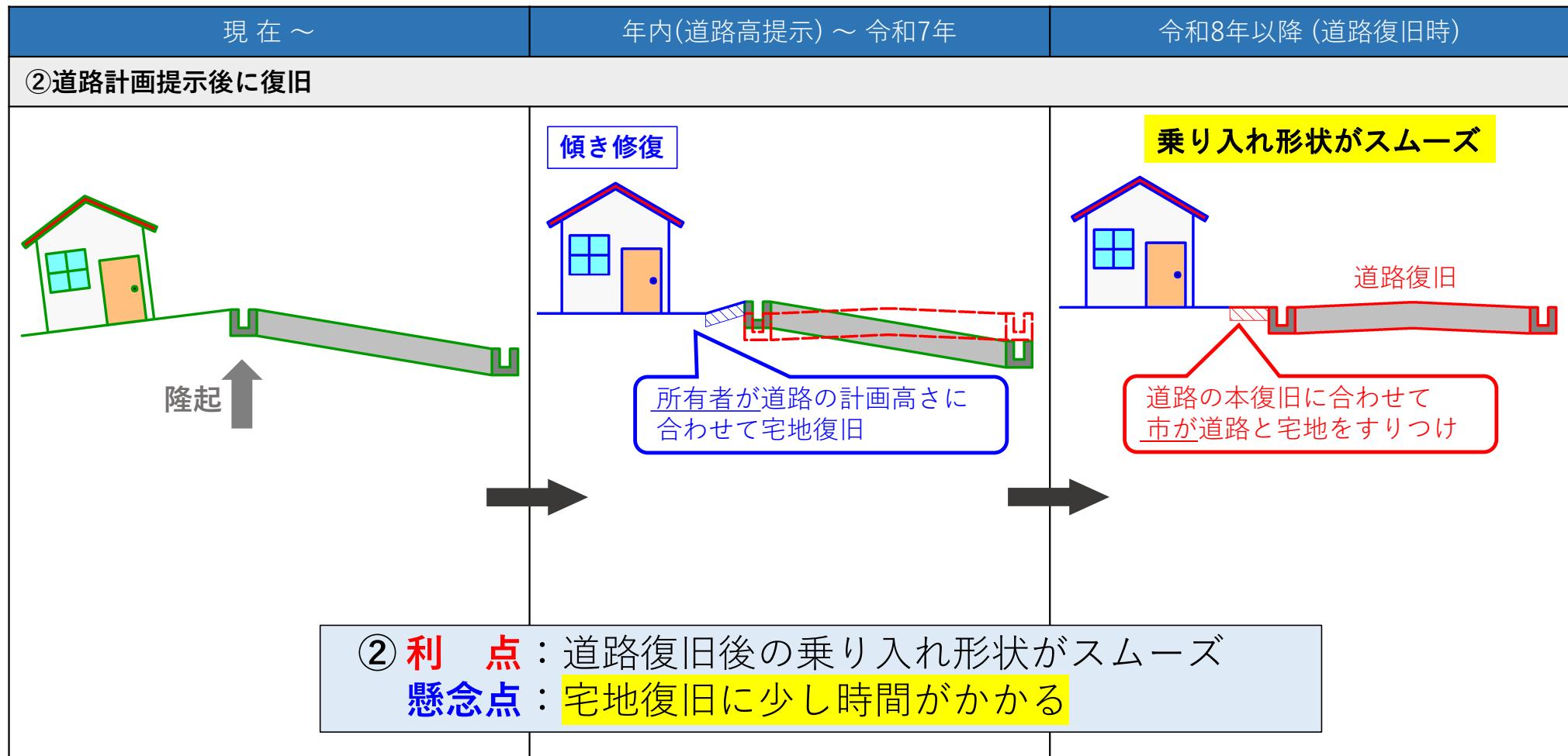


- 調査・液状化対策の検討
被災宅地等復旧支援事業創設 7月
 - ・測量調査、土質調査の実施
 - ・設計業務の実施
 - 再液状化の判定、各種地盤解析
 - 対策工法の検討
 - 道路計画の検討
- 液状化対策および道路計画高さを地元住民へ提示
年内(R6.12月)
- 対策工法の決定 年度内 (R7.3月)
- 実施設計
- 工事着手

▶ 現在の取り組み状況 • 設計（道路と宅地の復旧について）

| 現在～ | 年内(道路高提示)～令和7年 | 令和8年以降(道路復旧時) |
|---|----------------|-------------------------|
| ①既に復旧済み又は道路計画提示前に復旧 | | |
| <p>○宅地より道路が高い</p> | | <p>道路と宅地に段差が残る可能性あり</p> |
| <p>○宅地より道路が低い</p> | | |
| <p>①利点：早期に住宅の復旧が可能 懸念点：道路と宅地に高低差が出るため、 場合によっては乗り入れ勾配が急となる・階段が必要となる可能性あり</p> | | |

▶ 現在の取り組み状況 • 設計（道路と宅地の復旧について）



- 道路の高さを提示する年内まで復旧を待っていただけだと
宅地と道路のスムーズなすりつけが可能です。
- すぐに復旧したい方は、宅地と道路のすりつけの影響を少なくするため、
事前に市と相談して下さい。

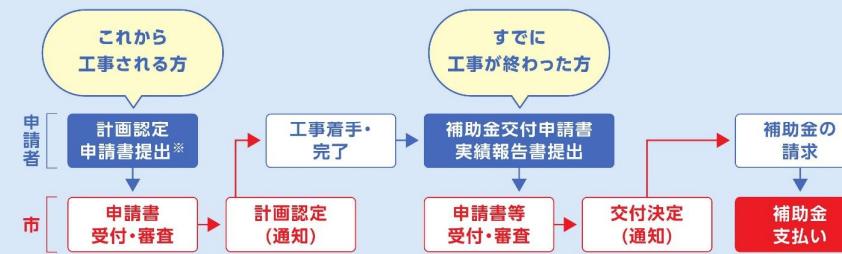
令和6年能登半島地震 宅地の復旧・住宅の傾斜修復等への 支援制度

被災宅地等復旧への支援

被災した宅地の復旧、住宅基礎の傾斜修復等の復旧工事費に要する費用に対し補助金を交付するもの

補助額 対象工事に要する費用から50万円を控除した額に2/3を乗じた額 ……
限度額 766.6万円

対象 令和6年1月1日以降に着手した以下の工事が対象です
●のり面・擁壁の復旧 ●地盤の復旧 ●地盤改良 ●住宅基礎の傾斜修復



【問い合わせ先】

被災者生活支援総合窓口
TEL:076-220-2858

金沢市役所第一本庁舎 4階

がけ地防災工事費等への支援

被災した民有がけ地の防災工事等に要する費用に対し、補助金を交付するもの

(令和6年12月31までに被害が確認できるものに限る)

補助額

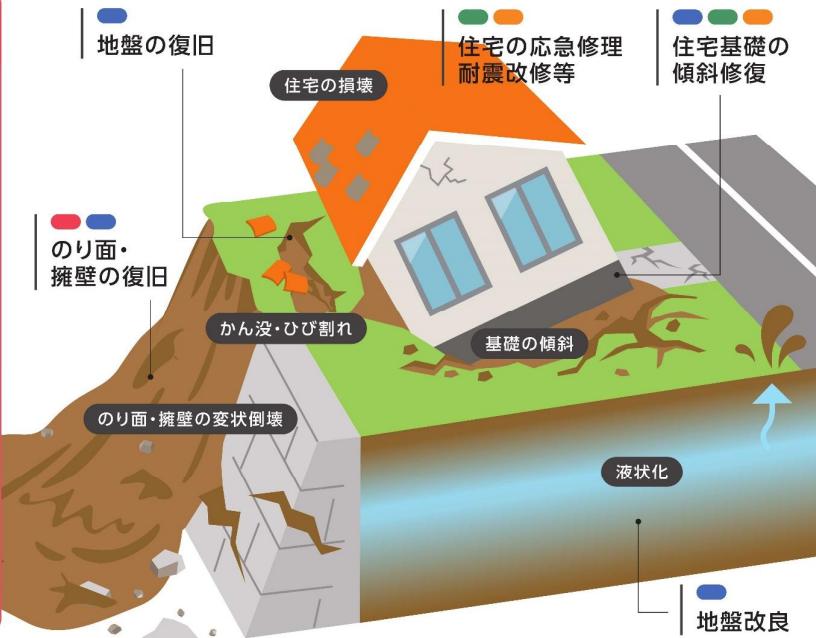
市管理の公共施設に災害を及ぼす恐れがある場合
①地盤調査費 …… 限度額 100万円 (補助率3/4)
②工事設計費 …… 限度額 120万円 (補助率4/5)
③防災工事費 …… 限度額 無し (補助率4/5)

居室を有する建築物に災害を及ぼす恐れがある場合
①地盤調査費 …… 限度額 100万円 (補助率3/4)
②工事設計費 …… 限度額 100万円 (補助率2/3)
③防災工事費 …… 限度額 800万円 (補助率2/3)

対象 ●のり面の復旧 ●擁壁の復旧

【問い合わせ先】 道路建設課 がけ地対策室
TEL:076-220-2612

金沢市役所
第一本庁舎 3階



被災木造住宅耐震改修への支援

り災証明を受けた木造住宅のうち、被災により耐震性が低下したものについて、耐震改修等に要する費用に対し補助金を交付するもの

補助額

・耐震改修工事 …… 限度額 200万円 (補助率10/10)
・建替工事 …… 限度額 200万円 (補助率10/10)
・耐震診断 …… 限度額 15万円 (補助率 3/ 4)

対象 ●耐震改修工事(住宅基礎の傾斜修復を含む) ●建替工事

【問い合わせ先】 建築指導課建物安全推進室
TEL:076-220-2059

金沢市役所
第一本庁舎 3階

住宅の応急修理への支援

準半壊以上のり災証明を受けた世帯に対し、日常生活中に必要な最小限度の部分の応急的な修理を行うもの

補助額

①大規模半壊、中規模半壊、半壊 …… 限度額 70.6万円
②準半壊 …… 限度額 34.3万円

対象 ●屋根、ドア等の開口部修理 ●トイレ等の衛生設備の修理
●上下水道の配管、配線修理 ●住宅基礎の傾斜修復

完了期限 令和6年12月31日

【問い合わせ先】 被災者生活支援総合窓口
TEL:076-220-2553

金沢市役所
第一本庁舎 4階

金沢市災害対策資金融資

半壊以上の「り災(被災)証明」を受けた方で、自己居住の家屋・家財に被害を受けた方が無利子で融資を受けることができるもの

資金用途 災害復旧のために必要な資金
融資限度額 500万円まで
返済期間 7年以内(うち据置2年以内)
融資利率 0% (無利子)

| 対象工事 | 対象制度 | | | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|--------------|
| | 被災宅地等復旧支援 | がけ地防災工事費等支援 | 住宅の応急修理支援 | 被災木造住宅耐震改修支援 |
| のり面・擁壁の復旧 | ○ | ○ | - | - |
| 地盤の復旧 | ○ | - | - | - |
| 地盤改良 | ○ | - | - | - |
| 住宅基礎の傾斜修復 | ○ | - | ○ | ○ |

対象工事が重複する制度の利用は 被災者生活支援総合窓口 へご相談ください。

令和6年7月1日
開始

令和6年能登半島地震で宅地に被害を受けた皆様へ
金沢市被災宅地等復旧費補助金交付制度

地震により被害を受けた宅地の早期復旧と、被災者の負担軽減を図るため、
宅地に関する復旧工事費等を支援します。

基本要件

対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者
(管理者又は占有者は所有者から工事の施工承諾を得たものに限る)

対象地

令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた土地

- (例) • 戸建て住宅
• アパート及び分譲マンション（1宅地1所有者とみなす）
• 併用住宅のうち、住宅の用に供する部分

※注意：住宅がない倉庫、店舗・事業所、工場、事業用倉庫、社宅などは
対象になりません

基本要件

対象工事 令和6年1月1日以降に着手した以下の工事が対象です。

(1) 復旧工事 ※復旧工事は原形復旧が原則です。

- ・のり面、擁壁の復旧工事



- ・地盤の復旧工事 (亀裂修復や陥没など)



(2) 地盤改良工事

- ・液状化防止のために行う地盤改良工事



(3) 住宅基礎の傾斜修復工事

- ・住宅基礎の沈下又は傾斜修復



補 助 額

補助額

対象工事に要する額から**50万円を控除した額に2/3を乗じた額**

※調査、設計、工事に要した費用の合計です（消費税及び地方消費税を含む）。

限度額 766.6万円

※り災認定に関係なく支援対象

〈制度活用の例〉

| | |
|------------|-------|
| 壊れた擁壁の復旧費 | 100万円 |
| 陥没した地盤の復旧費 | 50万円 |
| 住宅基礎の傾斜修復費 | 500万円 |
| 計 | 650万円 |

補助金額の算定

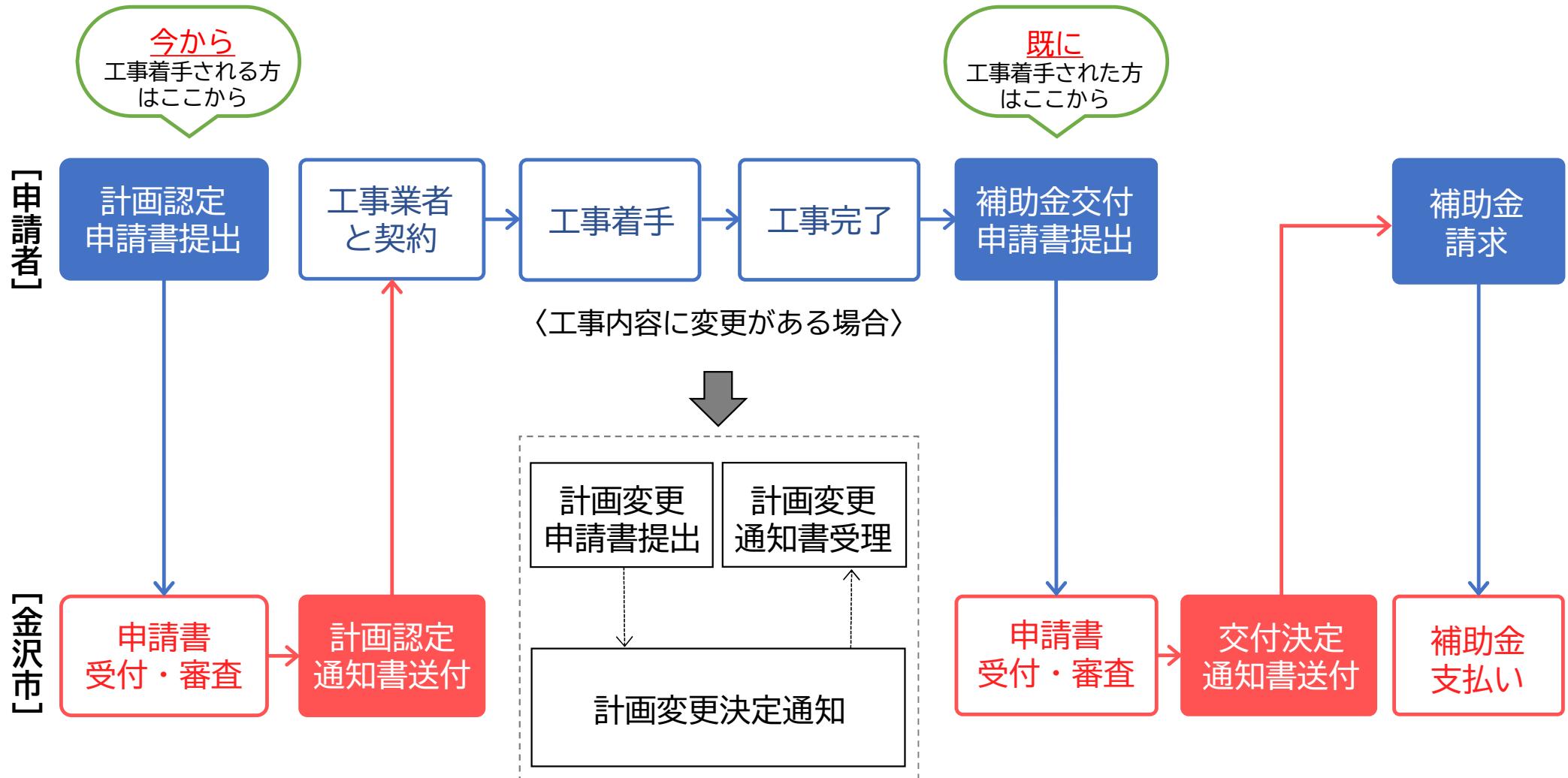
$$(650万円 - 50万円) \times 2/3 = \underline{400万円}$$

$$\text{個人の負担額} = \underline{250万円}$$

〈補助金算定の例〉

| 対象工事額 | 補助金額 | 自己負担額 |
|---------|---------|---------|
| 50万円 | 0万円 | 50万円 |
| 200万円 | 100万円 | 100万円 |
| 800万円 | 500万円 | 300万円 |
| 1,200万円 | 766.6万円 | 433.4万円 |
| 1,500万円 | 766.6万円 | 733.4万円 |

手続の流れ



「被災者生活支援総合窓口」

平日9時から午後5時45分まで（土日祝除く）

専用ダイヤル ☎ 220-2858

市役所 第一本庁舎4階

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

粟崎地区での臨時相談窓口の開設を検討

▶ 調査票の回答依頼

町会のみなさまへ

令和6年7月
金沢市 被災地区復旧推進室能登半島地震からの復興に関する調査票

ご住所 金沢市 粟崎町

氏名・連絡先 _____

以下の問い合わせにお答えください。（該当する項目に○を記載ください）

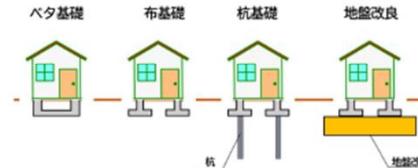
※ご自宅について教えてください

◆問1 ご自宅の基礎形状について教えてください

1 ベタ基礎 2 布基礎 3 杭基礎

4 地盤改良 5 液状化対策をしている（ ）

6 わからない

※震災時の状況について教えてください

◆問2 被害の有無について教えてください

1 被害 有（だんだん進行している）

2 被害 有（地震直後と変わらない） 3 被害 無

（問2で「有」とお答えいただいた方への問い合わせになります）

◆問3 被害は、どのような内容でしょうか
(あてはまるもの全て、ご選択ください)

1 家が傾いた 2 家が歪んだ

3 地盤が沈下した 4 地盤が持ち上がった

5 地盤から水や砂が噴出した 6 地盤・土間・基礎がひび割れた

7 その他（ ）

◆問4 被害の認定区分（り災証明）状況について教えてください

1 全壊 2 大規模半壊 3 中規模半壊

4 半壊 5 準半壊 6 一部損壊 7 わからない

◆問5 地震発生時の写真・ビデオなどをお持ちの方で情報提供可能な方はお知らせ願います

1 提供できる 2 提供できない

※本日の説明会の内容を聞いたうえで以下の問い合わせにお答えください

◆問6 ご自宅の傾斜修復を行う予定はありますか

1 ある 2 ない 3 解体した、予定

（問6で「ある」とお答えいただいた方への問い合わせになります）

◆問7 ご自宅の傾斜修復を行う時期は、いつ頃を予定していますか

1 既に行った 2 今すぐ 3 道路高さが決まったら

4 市が行う液状化対策が終わったら 5 わからない

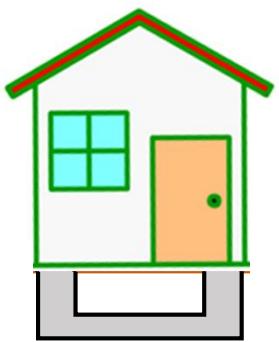
◆問8 説明会を受け、ご意見等ございましたらご自由にご記入ください

以上、ご協力ありがとうございました

▶ 調査票の回答依頼

問1. ご自宅の基礎形状について教えてください。

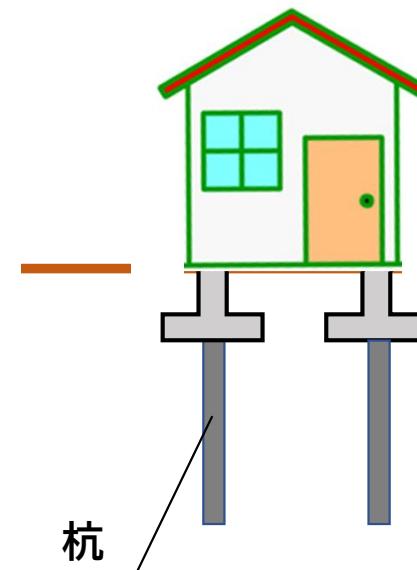
1. ベタ基礎



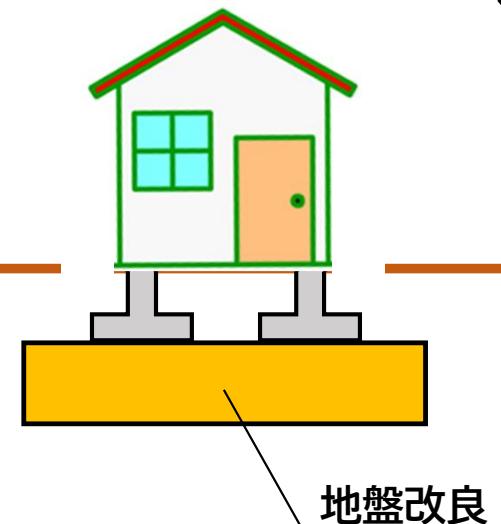
2. 布基礎



3. 杭基礎



4. 地盤改良



5. 液状化対策
をしている

問2. 被害の有無について教えてください。

1. 有：被害が地震後、だんだん進行している。
2. 有：被害は、地震直後と変わらない。
3. 無

▶ 調査票の回答依頼

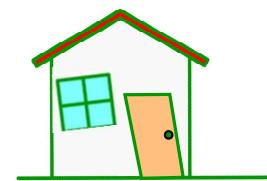
※問2で被害「有」とお答えいただいた方への質問になります。

問3. 被害の内容について教えてください。

1. 家が傾いた



2. 家が歪んだ



3. 地盤が沈下した



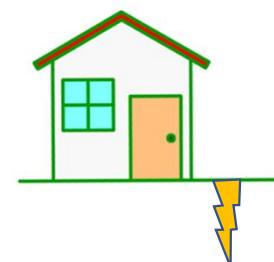
4. 地盤が持ち上がった



5. 地盤から水や砂が噴出した



6. 地盤・土間・基礎がひび割れた



あてはまるもの全てに○をしてください

 調査票の回答依頼

問4. 被害の認定区分（り災証明）状況について教えてください。

1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊
4. 半壊 5. 準半壊 6. 一部損壊 7. わからない

問5. 地震発生時の写真・ビデオのなどをお持ちの方で情報提供可能な方は、お知らせ願います。

問6. ご自宅の傾斜修復や宅地を修復する予定はありますか。

1. ある 2. ない 3. 解体した 4. 解体予定

※問6で修復等の予定があるとお答えいただいた方への質問になります。

問7. ご自宅の傾斜修復等の時期について、いつ頃を予定していますか。

1. 既に行った 2. 今すぐ 3. 道路高さが決まったら
4. 市が行う液状化対策に合わせて 5. わからない

地元要望について（相談24件）

1. ライフラインについて

1－1. 下水道の本管工事は完了したか。

→現在、仮復旧は地区全体完了しています。

本復旧については、液状化対策にあわせて行う予定です。

2. 道路復旧について

2－1. 道路の高さが決まらないと何もできない。

道路の復旧の見通しを教えてほしい。

→年内に道路の復旧高さを提示したいと考えています。

道路の本復旧は、液状化対策にあわせて進めます。

令和7年度に設計し、令和8年度以降順番に工事予定です。

道路の本復旧により、すりつけ形状が変わった場合は、
市が施工させていただきます。

2－2. 道路側の側溝との間に段差があり危ない

→道路管理課により道路の応急復旧はさせていただきました。

追加で必要な箇所がありましたらお申し付けください。

地元要望について

3. 住宅・宅地の修繕について

3-1. 自宅が傾き、り災認定して補助してほしい

→金沢市被災宅地等復旧費補助金交付制度を活用し、
自宅の傾斜修復等を行うことができます。

この他、がけ地、耐震改修、住宅応急修理、融資制度があり、
被災者生活支援総合窓口では、

被災者の負担を最も軽減できる方法を案内します。

また、当補助制度は、り災認定に関係なく適用可能です。

3-2. 液状化に対する支援をしてほしい

→被災エリアの液状化対策については、

市が対策を検討し、工事を行う予定です。

また、各々の宅地の液状化対策については、

被災宅地等復旧費補助金交付制度の対象となりますので、
被災者生活支援総合窓口にご相談ください。